

輪島市監査公表第43号

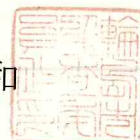
平成29年10月25日付発監査第182号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年3月5日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和

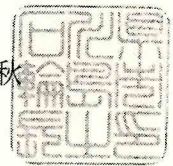




収環第218号
平成30年3月1日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり
通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成29年10月18日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>・火葬場使用料滞納について 人生最終儀式の支払が滞るとは正常とは思われず、公平性の観点から滞納者の状況を十分調査し、引き続き滞納額削減に向けて取り組まれない。</p>	<p>公平性の観点から原則全額徴収に向けて、督促や分納等により時効管理をしながら削減に努めたい。</p> <p>また、債権管理条例に基づき、各課と連携し滞納者の調査を行い、徴収不可能なものについては債権の放棄を行いたい。</p>	<p>措置方針等</p>